地域

東京

千葉

神奈川

全国平均



Aozora

あおぞら キー インフォメーション

2012. 10 月 VOL.84

最低賃金額(円)

749 (737)

850 (837)

849 (836)

756 (748)

あおぞら人事・労務サポート 発行

## **Key Information**

## 1. 平成24年 10 月 1 日より最低賃金が変わります。東京は850円(全国平均は749円)

最低賃金は、事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトな ど、属性や性別、国籍及び年齢の区別なく適用され、使用者が払わなければならない賃金額の最下限値で、毎年10月頃、 47都道府県ごとに今年度の最低賃金が決まります。 平成 24年度の最低賃金

島根県、高知県)~850円(東京都)、すべて5円~14円の引上げとなりました。 地域ごとに最低賃金が異なる理由は、地域別最低賃金を決定するにあたり、 ①地域における労働者の生計費 ②地域における労働者の賃金 ③事業を営む にあたる賃金支払能力、の3点を考慮して決定されているからです。このうち、① により、労働者が健康で文化的な最低限度の生活が営むことができるよう、生活 保護に係る施策との整合性を考慮して、生活保護の水準を上回ることが明確とな

っています。今回の改定により、生活保護との逆転がある 11 都道府県のうち5府

県で逆転現象が解消したとされます(北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、東京、

H24年度の地域別最低賃金額の全国平均は749円(昨年度737円)で、652円

埼玉 771 (759)

※ ( )は昨年度の最低賃金額 ※発効日(施行日) H24.10.1

神奈川、京都、大阪、兵庫、広島のうち、青森、埼玉、千葉、京都、兵庫の5府県で逆転が解消)。なお、派遣労働者につ いては、派遣先の事業場の所在地の最低賃金額が適用されます。例えば、A さんが、X県の派遣会社に登録し、Y県のエ 場に派遣されている場合は、Y県の最低賃金が適用となります。

時給換算して最低賃金額に達していない場合は、時給の見直しなどの対策を行ないましょう。違 反の場合、最低賃金法 第40条(罰則)に50万円以下の罰金とされていますし、監督署の調査が あった時、最低賃金に絡む内容には特にチェックが厳しいので要注意です。

## 2. 改正高年齡者雇用安定法

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、平成25年4月1日から施行される予定です。今回は、そのうち の継続雇用制度の対象者を限定できなくなる点についてです。

現行法においては、労使協定で勤務評価などの基準を定めておいて再雇用したい人を選ぶということができるようになっ ていますが、改正法においては、これができなくなります。つまり、希望者は例外を除き(後述)全員定年後再雇用し、少なく とも 65 歳まで雇用しなければならなくなるということになるのですが、基準の廃止にあたっては経過措置があります。労使協 定によって継続雇用の対象となる基準を定めている場合には、報酬比例部分相当の老齢厚生年金の支給年齢と引き上げ と連動する形で、以下の範囲において段階的にその基準が適用されることになります。

ただし、継続雇用には例外があります。具体的には心身の故障によって業務の遂行に堪えない者等について、継続雇用 の対象から除外する内容となるようですが、詳細については今後厚生労働大臣から指針が定められることになっています。

★具体的には下記の年齢に到達するまでは、希望者全員を継続雇用することになります。

イ 平成 25 年4月1日~28 年3月 31 日 61 歳以上(H24 年度に 58 歳、59 歳になる者)

ロ 平成 28 年4月1日~31 年3月 31 日 62 歳以上(H24 年度に 56 歳、57 歳になる者)

ハ 平成 31 年4月1日~34 年3月 31 日 63 歳以上(H24 年度に 54 歳、55 歳になる者)

二 平成 34 年4月1日~37 年3月 31 日 64 歳以上(H24 年度に 52 歳、53 歳になる者)

木 平成 37 年4月1日~ (H24 年度に 51 歳以下の者) 65 歳

## ● 編集後記 ●

岡田准一君の主演で、冲方丁原作の時代小説『天地明察』の映画を観に行きました。江 戸時代前期、800年もの間国内で使用されてきた中国の暦のズレを正し、日本独自の暦作り に専念した実在の人物安井算哲の半生を描いたものです。「時代劇」「算術」「天文」「暦」とい う敷居の高さもなんのその。暦に挑む男の生き様、挫折も屈辱も悲しみも味わう中、天と地 の法則を研究し続けた一人の男性の一大ロマンの物語に感動しました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士 秋山幸子 (登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-33-7-701 TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)